

## 会 議 の 経 過

### 1 開 会 午後3時00分

(小椋教育長) これより第4回倉吉市教育委員会定例会を開会する。

### 2 前回議事録承認

### 3 議事録署名委員の選出 高橋委員

### 4 議 事

#### (1) 議案第10号 令和元年度教育費補正予算について

(資料に沿って、各課長説明)

教育長 何かご意見があればお願いします。

(各委員意見なし)・・・承認

#### (2) 議案第11号 令和2年度倉吉市の教育方針と重点施策について

(資料に沿って、教育総務課長説明)

教育長 何かご意見があればお願いします。

委 員

議会で質問、提案されているように、社会教育の関係でそれぞれの担当課が講座・勉強会を開かれる中で、横列と連携や統合しながら充実した施策を打って行かれると、一方では働き方改革になり、より一層濃い内容になると検討するというところで聞き取られたと思いますので宜しくお願いします。

教育長

山口議員の一般質問だったと思います。山名氏に関わる講座みたいなものが図書館でもできないだろうかというご提案です。そして図書館もなんですけど、文化財課、博物館、生涯学習課でも、おっしゃるように、いろいろな講座や講習会をしていますので、「どこが担当になるか分からないですが、方法は考えてみたい。」とお答えしました。

そして、令和2年度が教育振興基本計画5年計画の5年目でして、一番大括りを学校教育と社会教育に分けていて事業を展開しているんですけど、令和3年度からの第3期計画は、そこを学校教育と社会教育に分けずに、先ず目標を置いて、この部分はこの課が担当するような体系図にしていますので、また後ほど見ていただいて、その部分で、今の委員がおっしゃる連携あるいは働き方改革も繋げていくことも考えていけるかもしれないと思っています。

その他、よろしいでしょうか。

(各委員意見なし)・・・承認

#### (3) 議案第12号 学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

(資料に沿って、各課長説明)

教育長 何かご質問はございませんでしょうか。

委 員

去年に引き続きの委嘱ということは、特に問題はなくスムーズに行われ、それぞれのお医者様にお世話になったと解釈してよろしいでしょうか。

教育総務課長

はい。

教育長 ひとつ確認なんですけど。中学校の耳鼻科医の欄が空欄になっているのはどうしてですか。

委員 中学校は耳鼻科の指定に入っていないのではないですか。

教育長 そうです。ありがとうございます。

委員 西郷、河北小学校で米子の方がされていますが、近い所でなかなかいらっしやらないという理由で、米子の方をお招きするというのでしょうか。

教育長 簡単にいうと、お医者様の数が足りないということがあると捉えていただいた方が良いと思います。

委員 医師会からの推薦でしたよね。

教育総務課長 そうです。

教育総務課長補佐 ご住所が米子なんですけど、倉吉市内で開業されているお医者様です。

委員 河北クリニックですか。

教育総務課長補佐 そうです。

教育総務課長 久米中学校の学校歯科医に、今年度福嶋歯科の先生から河崎歯科の先生に変更になっています。

教育長 全員引継ではなく、変更があったということですか。

教育総務課長 はい。

教育長 よろしいでしょうか。

(各委員異議なし)・・・承認

(4) 議案第 13 号 倉吉市地域学校委員会委員の任命について

(資料に沿って、学校教育課長説明)

教育長 空欄の説明はよろしかったですか。

学校教育課長 例えば河北小学校につきましては、これから校長先生が決まりますので空欄になっています。そして PTA 会長が決まっていないということで空欄になっていますが、どちらも引継はできていると聞いています。

教育長 何かご質問はございませんか。

委員 後の報告事項のところで公民館長の変更がありますが、この表では今の公民館長名になっています。どのような考え方ですか。

学校教育課長 考え方としては、充て職でお願いしている部分があります。その部分で報告が上がってきているとご理解いただければと思います。充て職でお願いしたいということは令和元年度になっていただいている方にお伝えしていますので、きちんと引継をしていただけたらと考えています。

教育長 小鴨と北谷の地区公民館長さんが替わられますね。

学校教育課長 また学校長に伝えておきます。

教育長 他にはよろしいでしょうか。

(各委員異議なし)・・・承認

(5) 議案第 14 号 倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

(資料に沿って、教育総務課長説明)

教育長 何かご質問はございませんでしょうか。

委員 臨時職員さんとか嘱託職員さんということがなくなって、会計年度任用職員さんに名前が変わったと解釈してよろしいでしょうか。

教育総務課長 名前もそうですが勤務時間とか条件が変わってきます。雇用体系などの通知をすることで、辞令交付の時に、雇用条件を示したものをお渡しします。

委員 民間でいうと、雇用条件通知書を出すということですか。今までしていなかったんですか。

教育総務課長 今回変わります。

委員 すると、日額いくらではなくて、ひとりひとり日額とか月額とかに変わるということですか。その方々を会計年度任用職員に統一にするんですね。

教育長 職員課の説明でいうと、期末手当の支給があります。それともう一つは、市役所職員本務者の補佐的な仕事という意味合いではなくて、その配置された課の一部を、ある程度責任を持たされて業務を行うことになります。給与に関わることについては、年間トータルで言いますと、今よりも処遇がよくなります。ただ初めて務められる方は減るようです。2年目以降は戻るか、上がるということでした。

よろしいでしょうか。

(各委員異議なし)・・・承認

(6) 議案第 15 号 倉吉市立小中学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則の制定について

(資料に沿って、学校教育課長説明)

教育長 何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

委員 「在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限」の所定の時間とは何を指すのか教えてください。

学校教育課長 それぞれ学校で決められている何時何分から何時何分までで、勤務時間 7 時間 45 分です。

委員 在校時間は、例えば朝 7 時から夜 9 時まで学校にいるという捉え方で良いでしょうか。勤務時間 7 時間 45 分を除いた時間が時間外ということでしょうか。

学校教育課長 はい。

委員 この指針で賛成ができないのは、3 番の (1) イの「自宅等に持ち帰って業務を行う時間は、本方針における時間外業務時間に含まない。」とあるのは持ち帰って仕事をして良いということになるのではないかということです。どういう考え方で指針を作られたのか教えていただきたい。

学校教育課長 自宅に持ち帰る行為は、市としては基本的にだめだということを申し上げておりますので、持ち帰るという行為は、自己研鑽と自分のためになるものだと捉えています。

委員 では、敢えて聞きますが、その判断は誰がするのでしょうか。

学校教育課長 持ち帰りについては、校長にきちんと相談するようになっていきますので、最終的には校長判断ということになります。

委員 わかりました。そういうことの整理の仕方であるということでしたら、ある程度納得しますが、個人情報流出ですとか、自宅のパソコンで打つことによってウイルスに汚染されて拡散するとかいろいろなこともありますし、個人情報はまかり成らないですとか、通知表とか持ち帰って作業してはならないとか、そういった指針の次のガイドラインが、きちんと作ってあるかどうか、校長によってまちまちになってはいけないので、そこをしっかりと押さえていただきたいと思います。それがきちんと策定さ

れるようであれば賛成にまわります。

教育長

貴重なご意見ありがとうございます。多分委員が心配されている個人情報の持ち出しに係るところは、倉吉市のセキュリティポリシーの中で取り決めがありますので、個人情報は持ち出しができませんになっています。

学校教育課長

先程ガイドラインのことが出ていましたけど、個人情報のことを市も方針を出していますので、以前それが出たときに学校にお渡しして説明をさせていただいています。

委員

そここのところをしっかりと校長会等でも心事をしていただくと、例えば我々のところは持ち帰るものを帳面に書いて、こういう資料を持って帰りますとか、今持ち出しを禁止していますが、一時許可制を取ったときはコピーを残して、持ち帰ったものを確認して、両方とも上司が廃棄をするということまでしているのです。そここのところと、もう一つ働き方改革の一環の中で、持ち帰りを取って書かないといけないのかが一つの疑問でした。もう一つ続けて質問させていただきますけど、教職員の健康確保等の所の項目、「一定時間を越えた教職員への医師による面接指導を実施する」は、誰が何時間、時間外勤務をしているか学校現場の管理職が分かるようになっているのでしょうか。

学校教育課長

教職員の勤務時間については、管理職が分かるようになっています。本年度の取組みで、連続して80時間超えている場合、市教委の方にその者の名前を報告していただき、市役所の産業医に見ていただく取組みを行っています。

委員

そうすると、そういった対象の方が何人おられて、その方は全員産業医の面談までされているという結果まで、学校教育課が把握していると理解してよろしいでしょうか。

学校教育課長

はい。

委員

ありがとうございます。

委員

2番の80時間超えるような「一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合に」とありますが、一時的、突発的とは具体的にどういった業務がありますか。

学校教育課長

以前ございました中部地震等もこういった「突発的」に入ってくるのではないかと思います。

教育長

あと考えられるのは、生徒指導絡みのことだと思います。何かのトラブルがあって、何らかの対応をその日のうちにおきたいということが必ずあります。そういうことが続かないような学校にしないといけないんですけど。

委員

事務職員についてはいわゆる36（サブロク）協定が締結されると思うんですけど、教職員で執年1月45時間・1年360時間ではない可能性もあり得ると思うんです。組合がちがったり、いろいろあると思いますが事務職員の方はこれを守ることによってよろしいでしょうか。

学校教育課長

事務職員については校長と結んでいます。なお、教職員の代表の方、組合の方とは限りませんが、間に入っていて、事務職員の方と校長が協定する所を確認される作業を今行っています。

委員

教職員のシステム入力 of 徹底について、例えば土日に出勤しながら入力せずにいるということがあり得るのかなと疑問に思ってしまう。多分警備が入っているから、そこで警備記録から分かるんでしょうけどいかがでしょうか。

教育長 校長会の時にもそのことが話題になりました。偽りの入力はしないということで1月45時間までなんですけど45時間超えてしまっても正直に先ず入力をさせてください。やはりこれだけの時間がないと学校がまわせないという実態があるんだったら、それはそれで別の方法で訴えていったり、改善できる方法をもとめていったりしましょうとお話しています。運用は今度の4月からなので、動き出して手打っていきたいと思います。

委員 指針3のイ「自宅等に持ち帰って」が、「落ち帰って」になっているので修正をお願いします。

学校教育課長 はい。

教育長 その他ありませんでしょうか。

(各委員異議なし)・・・承認

(7) 議案第16号 倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付規則の制定について

(資料に沿って、教育総務課長説明)

教育長 何かご質問はございませんか。

委員 この7千円というのは消費税込額でしょうか

教育総務課長 はい。

委員 表現がどこにも書いていないので、書いておかれた方が良いと思います。

もう一つ質問です。どうしても補助金を差し引いた金額で定期券を購入したいと要望があった場合、例外的な取り扱いは可能なのでしょうか。

教育総務課長 想定していません。あくまで精算払いです

委員 中部から東部、西部に通学している生徒さんがいっぱいいらっしゃるの、中部限定の説明をもう少しお願いします。

教育長 第2条に「倉吉市における定住の維持に資することを目的として交付する。」とありますので倉吉市に住んでいただきたいという気持ちがあるので、「中部圏域を対象にしています。」という説明しかないのかなと思います。

委員 倉吉の公費を使うのでということでしょうか。

委員 どこに進学しても将来はここに住むと言われたとしたら、どう返せばいいでしょうか。

教育長 疑問はごもっともなんですけど、この話がきたときに、対象をどこまでにするかという協議をもちろんしました。最終的に中部限定としています。

委員 一応中部の学校に行かれる方を対象にした協議をされたということですね。切実な問題です。本当に、中部から子どもが少なくなっているという現状があります。

教育長 話は少し飛びますが、県立高校向こう7～8年後の在り方検討が既に始まっています。現状のままずっと子ども達の数が減っていくと、中部の6校ある県立高校が多分維持できない可能性が高いです。私の立場としては、中部の高校が維持できるように応援したいし、働きかけをしていきたいと考えています。本当になくなってしまう。現状でも普通科1校なくしても良いという考えをお持ちの方がいらっしゃいます。そうすると西高か中央育英高は不要とする意見が一定数あります。農業高校は、農業高校と名称にあるのは倉吉農業高校しかないの、少なくなっても、なくならないと思います。総合産業高校も電気、機械は基幹科目なので、それからビジネス、生活デザインは農高と重なるのでわかりませんが、そう考えていくと普通科です。

委員 西高もどんどん減っている現状があるので、やはりそういううわさをよく聞きます。

教育長 何とか維持をしたいと思います。倉吉東高が国際バカロレアといって海外の大学を受験できる資格がとれるカリキュラムを導入しようとしていますので、それがうまく軌道に乗れば多分地元だけではなくて県外からも受験生が増えます。そうなると地元の子が不合格になる確率が高くなるので勉強しなくてははいけません。

他にご質問はございませんか。

(各委員意見なし)・・・承認

## 5 協議事項

### (1) 第3期教育振興基本計画骨子(施策体系図)(案)について・

(資料に沿って、教育長、教育総務課長説明)

教育長 何かご質問はございませんか。

委員 知っている人は分かるかもしれませんが、どの担当課があたるのか、一般の市民の方には分りにいかもれません。

教育長 分かりにくいと思います。それでしたら一番右側の主要施策の項目の後ろに、担当課を入れる方法はいかがでしょう。

委員 パブリックコメントで意見を求めるのであれば市民の方が分かるようにする必要があります。

教育長 担当課が複数になる項目はありますね。

委員 主担当とかいろいろ表現の仕方があると思います。1から5番までである中、2番の「創造性を培い、自立性・自主性を養う学校教育の推進」はここだけ「学校」が入るんですね。「創造性を培い、自立性・自主性を養う教育の推進」でしたら、「社会教育」も入っても良いかなと思います。イメージの区分けの中で「学校教育」「社会教育」「幼保教育」があり、そうすると5番の「文化資源の保存活用と文化・芸術の振興」の中の、「文化・芸術の振興」と創造性を養うことが、つながってくるのかなと感じます。いろいろな意見があると思いますので、またこれからお話しさせていただければと思いますけど、ぱっとみた感じではそういう印象を受けました。

教育長 ありがとうございます。ここは基本施策のところ、幼児教育と学力向上と特別支援教育なので、その上が学校教育になったんだと思います。また検討させていただきたいと思います。

委員 主要施策のところを市民の方に見ていただくということを、頭にいれて見ていくと、省略した言葉で、理解しがたいものが有りはしないかということです。パブリックコメントをしたときにわかりにくくはないかという目で見ただけであればと思います。

教育長 何をしたいか、何をしたいこうとしているのか分かるような表現になっていないといけません。

委員 今見ているんですけど、そういう市民目線になることで違ってくるのかなと思います。

委員 再掲が結構重なっているんですが、もう少しまとめた方が良いのかなという気がします。

教育長 今日の段階は、骨子について、とりあえずこういう体系で検討しているということ

をご理解いただければと考えます。

これでよろしいでしょうか。

(各委員意見なし)・・・承認

## 6 教育長報告

## 7 報告事項

○教育総務課（教育総務課長 資料に沿って説明）

(1) 区域外就学・校区外就学の承認について

○学校教育課（学校教育課長 資料に沿って説明）

(1) 不登校・問題行動の状況について

○生涯学習課

(1) 倉吉市公民館長の任命について

(2) 倉吉市関金B&G海洋センターの開館について

(3) 倉吉市スポーツ推進委員の委嘱について

○文化財課

(1) 伝建地区災害復旧事業進ちょく状況

○図書館

(1) 第8回山上憶良短歌賞受賞作品及び応募状況について

○給食センター

(1) 小中学校の臨時休校に伴う学校給食用食材の扱いについて

(2) くらよし食育だより (No. 1、No. 2)

(3) 学校給食に係る衛生講習会について

(資料に沿って、給食センター所長説明)

教育長 何かご質問があればお願いします。

委員 人気のあった揚げパンは、小中学校に提供できましたか。

給食センター所長 3月19日の中学校にはできましたが、3月10日の小学校には残念ながら提供できませんでした。

委員 次年度よろしくをお願いします。もう一つ質問があります。残さないように余った料理を欲しい人が手を挙げてもらったり、中には食べたくないから、少なめに配膳してもらうといった風景を計画訪問で見かけていました。栄養バランスとかカロリー計算していますが、毎回量を減らしている子がいたとすると、必要なカロリーが摂られていないという指導を、これは学校教育課の方になるかもしれませんが、どういう考え方で児童・生徒に指導されていますか。ただ残さないことに重点が置かれていて栄養バランスを考えていないのではないかという意見があったものですからお話しさせていただきました。また次年度に考えていただければと思います。

委員 機会があれば話をしておきますけど、保護者との面談の中で昼は必ず少なめに、こ

の子はカロリー摂り過ぎなほど食べているということも含めて、学力だけではなく、3者面談の中で話していただければ良いかなと思います。

教育長

そうですね。保護者さんの方に子どもさんの実態をきちんと伝えた方が良いですね。それから給食のおかげで魚が食べられるようになったと小学校1年生の子が今年度もいました。だから給食には一定の効果があると思います。無理強いはしませんけど、でも食べてみようねというスタンスですね。

学校教育課長

先程おっしゃいました給食のことも個人懇談で触れております。特に低学年、「食が細くて心配です。」というのは、どの担任からもお伝えしていますので、そういった部分は保護者には伝わっています。

委員

学級懇談で、先生が保護者の方に「このクラスの子達は例年よりも少なめなので、少しカットしています。」とお話しがあったことがあります。でもその子は学校給食を継続して食べているうちに、野菜が苦手、魚が苦手だということもあるんですけど、みんなで一緒に食べるうちに食べられるようになってきたから、バランスの面では良くないかもしれないけど、長い目で見ると一緒に少しずつでも食べるという経験をすると味を覚えていって食べられるということがあるので悪いことばかりではないと思います。

委員

そういったことも含めて児童・生徒を見守っていただきたいということだと思うんですね。小さいときから習慣づけをしていって、中学校に上がってまでどうのこうのということはないと思うので、やはり低学年から6年位のうちに情報交換をしっかりと家庭と学校、子どもと学校、親ということを含めて保護者の方が言っておられると思いますので、意をくんでいただきましてよろしくお願ひします。

教育長

よろしいでしょうか。

(各委員質問なし)

#### ○倉吉博物館

- (1) 令和元年度第3回倉吉博物館協議会について
- (2) 第43回倉吉市創作文華展について

#### ○その他

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止による対応状況報告

## 8 その他

次期委員会について調整し、次のとおり決定

日 時：令和2年4月24日（金）午後3時00分

場 所：倉吉市役所 A会議室

午後5時15分終了

## 9 閉会